

季節労働者の方々の大型特殊免許取得などに費用を助成！！

資格取得を目指す季節労働者や季節労働者を雇う企業を募っています！！

★ 令和 7 年度 季節労働者「資格取得」支援事業 及び企業向け「資格取得」支援事業などの実施について

1 季節労働者資格取得支援事業

- ・ 季節労働者の方に入学料及び受講料など資格取得に要する経費を助成
助成額～一人年間 15 万円を限度として費用の 10 分の 5 へ増額

2 企業向け資格取得支援事業

- ・ 季節労働者の通年雇用化を前提として資格取得に要する経費を助成
助成額～一企業年間 10 万円を限度として費用の 10 分の 5

上記 1～2 の注意事項

- ※ 「資格取得」とは、大型、中型、準中型、大型特殊、けん引などの自動車運転免許(2 種を含む)の取得です。
- ※ 概ね、令和 8 年 3 月 17 日までに受講が終了(資格検定試験に合格)することが原則、条件となります。
- ※ 定員がありますので、あらかじめご了承ください。

3 通所による建設機械関係技能講習の助成事業

- ※ 季節労働者の方の建設機械関係技能講習の受講料を全額助成。
- ※ 受講可能な教習所と種目については別紙一覧を、日程につきましては各教習所ホームページ等でご確認下さい。

上記 1～3 共通の注意事項

- ※ 自動車学校や講習実施機関での受講前に必ず、当協議会へご連絡下さい。
- ※ 詳細や申込その他は、下記へお問い合わせください。

◆稚内地方通年雇用促進協議会

TEL 0162-73-3230・FAX 0162-73-3232

事務所 稚内市大黒 3 丁目 4 番 30 号(稚内市総合勤労者会館 2F)

E-mail w.tunenkoyo@bz03.plala.or.jp

(事務局 稚内市役所建設産業部水産商工課)

